

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次の通り募集するので公告します。

令和8年8月3日

佐野市長 金子 裕

1 業務名、業務場所、業務内容、履行期間

- (1) 業務名 みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務委託
- (2) 業務場所 栃木県佐野市町谷町206番地13
みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設
- (3) 業務内容 「要求水準書」に掲げる業務。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和19年3月31日

2 提案者に要求される資格

(1) 提案者の備えるべき資格要件

提案者は、以下の資格要件を全て満たすものとする。

また、本市は、プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）と同時に提出される参加資格審査申請書類等から、提案者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。資格要件の確認基準日は、応募書類の提出期限である令和8年8月25日（火）とする。

1) 提案者の構成等

- ① 提案者は、本業務を実施する予定の単体企業、または複数の企業によって構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）とする。
- ② 本業務において特別目的会社（以下、「SPC」という。また、SPC設立の詳細については、「3. SPCを設立する場合の要件」を参照のこと。）を設立するか否かは、提案者の提案によるものとする。SPCを設立する場合は、SPCに出資する企業（以下、「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。
- ③ 企業グループの構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、企業グループの構成企業を本業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- ④ 企業グループは、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、提案者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。

- ⑥ 提案者の構成企業は、他の提案者の構成企業になることはできない。
- ⑦ 提案者と関連会社の関係にある企業が、他の提案者、構成企業となることはできない。
- ⑧ 同一提案者が複数の提案を行うことはできない。

2) 提案者の資格要件

- ① 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類M（施設・整備等維持管理）」のうち「小分類1（施設・整備運転管理）」に登録されている者であること。
- ② 応募書類提出時において、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

3) 本業務を行う者の資格要件

本業務を行う者は、以下の要件を全て満たすものとする。

なお、企業グループで応募する場合は、全ての構成員が満たす必要はなく、本要件を満たす構成員が企業グループの構成員に含まれており、かつ企業グループとして全ての実績を有すること。

- ① 包括運営管理（点検・整備業務、保全業務（補修・更新）、清掃業務をいう。）の実績
 - ア 地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（流動床式ガス化溶融施設）の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、S P Cの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。
 - イ 地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉におけるボイラ発電の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、S P Cの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。
 - ウ 地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却施設における余熱利用施設への高温水又は蒸気供給の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、S P Cの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。
- ② 本件要求水準書に示す、廃棄物処理施設技術管理者等の資格者、経験者を事業運営準備期間中に配置し、運営引継ができること。

※1 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

4) 構成企業の制限

次に該当する者は、提案者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ③ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ⑦ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑧ 国税、または地方税を滞納している者。
- ⑨ 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 本市が本業務に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、またはこれらの者と人事面において関連がある者。
なお、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本業務に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社オオバ
- ・さの総合法律事務所

5) S P Cを設立する場合の要件

- ① S P Cを設立する場合、候補者は、本市と速やかに長期包括運営管理業務委託契約を締結し、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてS P Cを市内に設立すること。なお候補者は、本市と締結した本契約の内容（S P Cの設立に係る基本的事項及び本契約の締結に向けた基本合意）をS P Cの設立後にS P Cに移譲する。
- ② S P Cへの出資は候補者の全ての構成員によるものとし、候補者の構成員以外の者の出資は認めない。また、候補者の構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとする。
- ③ 全ての出資者は、長期包括運営管理業務委託契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6) 構成企業の変更の制限

本業務の候補者となってから契約期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、本市の事前の承諾がある場合を除き認めない。

7) 代表企業の責任

企業グループ（ＳＰＣを設立する場合も含む）を構成する各企業は、企業グループ、または企業グループ構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。また、各業務を担当する構成企業による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。

なお、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を講ずることができない場合は、代表企業がその責任の一切を負うこと。

3 候補者を特定するための評価基準

評価基準は下記のとおり。詳細は「評価基準」を参照すること。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 運営体制に関する事項
- ③ 緊急対応・災害対応
- ④ 地域への配慮に関する事項

4 業務内容説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年8月3日（月）～

② 交付場所及び方法

佐野市ホームページよりダウンロードすること。

(<https://www.city.sano.lg.jp>)

5 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提案者は、様式集の記載に従い、参加表明書等を提出する。

① 提出期限

令和8年8月25日（火）17時00分まで

② 提出場所

9 問い合わせ先（所管課）に同じ

③ 提出方法

持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、「佐野市の休日定める条例」に規定する休日（以下「休日」という）を除く、午前9時00分から17時00分までに提出すること。

④ 提出書類

提出書類は、正本1部を提出する。

- ア 参加表明書（別記様式第1号）
- イ 構成員または協力企業役割分担表（第2-1号様式）
- ウ 参加資格確認申請書（第2-2号様式）
- エ 包括運営管理の実績（第2-3号様式）
- オ 委任状（第2-4号様式）

以下の資料は、企業グループの場合は全員提出すること。

- ・会社概要
- ・業務経歴書
- ・登記簿謄本
- ・財務諸表（3カ年）
- ・その他参加資格要件を証明する書類

6 提案書の提出期限、場所及び方法

提案者は、実施要領等の記載に従い、提案書提出様式（別記様式第5号）、提案内容記載様式（第3-1号様式～第3-5号様式）を提出する。

① 提出期限

令和8年10月26日（月）17時00分まで

② 提出場所

9 問い合わせ先（所管課）に同じ

③ 提出方法

持参、または郵送等とする。ただし、郵送等の場合は提出期限内に必着すること。

④ 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部、副本10部（会社名が特定できないような表記とする。本市から送付された参加資格審査結果の通知書に記載された「受付グループ名」を記載する。）を提出する。なお、製本方法は、紙製フラットファイルA4版とする。

また、提出書類を電子データとしてCD-ROMにより2部提出すること。

提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。

また、運営管理業務提案書等の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

- ア 提案書（別記様式第5号）
- イ 価格提案書（封筒に入れ封印し、会社名を記載する）（第3-3号様式）
- ウ 運営管理業務提案書（第3-1号様式～第3-2様式-⑦、第3-4号様式-①～⑤）
- エ 参考資料（第3-5号様式）

7 募集から提案採否決定までのスケジュール

スケジュール及び提出場所等の詳細は「実施要領」を参照すること。

8 ヒアリングの実施

提案者が提出した提案書類について、ヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。

① 日時

令和8年11月上旬～中旬予定（詳細は後日通知する。）

② 場所

別途開催場所を指示する。

③ 留意事項

ア プレゼンテーションは15分、質疑応答は10分、合計25分とする。（提案事業者数によっては、時間を変更する場合がある。）

イ パワーポイントを用いて説明を行う場合、パソコン、プロジェクターは、提案者が持参すること（スクリーン及び電源は本市が用意する）。

ウ 追加資料の配布は不可とする。

エ 提案内容ヒアリングで確認された事項、本市と提案者の協議で合意に至った事項を反映した運営管理業務提案書（改訂版）を提出させることがある。その場合は、速やかに作成し、持参または郵送にて本市に提出する。提出部数は、正本1部、副本10部（会社名が特定できないような表記とする。本市から送付された資格審査結果の通知書に記載された「受付グループ名」を記載する。）とする。

オ プレゼンテーションを行う際は、企業を特定できるようなものは身に着けない等、留意すること。

9 問い合わせ先（所管課）

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町206番地13

佐野市農林環境部衛生施設課（みかもクリーンセンター）

TEL 0283-86-8170(直通)

FAX 0283-22-3593

e-mail : eisei@city.sano.lg.jp

【配布資料】

本業務での公募型プロポーザル実施にあたり、配布資料及び概要は下記のとおりである。各書類を確認の上、提案書類等を作成すること。

- ① 公告（本書）
 - ・公募型プロポーザル実施の旨、資格要件等
- ② 実施要領
 - ・事業者選定スケジュール及び本業務への応募及び提案書類提出手続き等
- ③ 業務内容説明書
 - ・本市と事業者の業務分担、リスク分担表
- ④ 評価基準
 - ・本業務の候補者選定に係る評価基準
- ⑤ 要求水準書
 - ・本業務内容の詳細
- ⑥ 様式集
 - ・本業務の応募及び提案書の作成様式